

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年5月17日

住 所 北海道旭川市6条通9丁目46番地

氏 名 株式会社旭川振興公社  
代表取締役 高瀬 善朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西 川 将 人 印



許可の年月日	平成30年5月17日	許可番号	旭環指指令第300010号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第7条第14号ロ及びハ (安定型及び管理型最終処分場) 燃え殻、汚泥 (含水率85%以内に限る。)、廃油 (タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい (施行令第6条第1項第3号イ (6) の規定により環境大臣が指定する産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物等の無害化处理又は熔融処理したことにより生じたもの。)) に限る。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等		
設置場所	北海道旭川市江丹別町共和60、61、326、327、279-1、279-2 北海道旭川市江丹別町中園14、192-1、285、286		
処理能力	面積 18,700㎡、容積 192,365㎡		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <del>無</del>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		